

# 本部研修会

令和4年4月20日(水) 受講者: 97名  
徳島グランヴィリオホテル

研修委員長 田中 純子 (㈱アットワークス)

今年2月に宅建業法の改正についての研修会開催を予定しておりましたが、コロナ感染者数が減少せず、徳島県住宅課から職員を講師として外部に派遣する事態に無いという連絡があり、やむなく中止いたしました。

しかし、2021年5月に成立したデジタル改革関連法案により宅建業法が改正されることとなり、改正業法は今年5月18日までに施行されることから急遽4月20日に本部研修を開催いたしました。会場は徳島グランヴィリオホテル、会場出席での参加とzoom使用のWeb参加も可とし、研修は「宅建業法の改正」と「インボイス制度」をテーマにしました。

第1部では徳島県県土整備部住宅課建築指導室担当官を講師に迎えて「デジタル改革関連法案に伴う宅建業法の改正について」と題してお話いただきました。今回の改正により不動産売買契約についてオンラインでの重要事項説明・契約が可能になりましたが、非対面・押印不要が可能となる今後の業務について、担当官から宅建業者として注意すべきことを解説していただきました。

第2部は改正された宅建業法に基づく具体的な業務の方法の1例を、アットホーム(株)のシステムを利用して担当者より説明していただきました。

第3部の「インボイス制度について」は、当協会の顧問である瀬嶋税理士に解説をお願いしました。来年10月に実施される税制ですが、登録制度であり顧客によっては取引業者を選別する基準にもなりそうです。既に準備を始めている事業者もあるかと思われませんが、個人事業主も対応を迫られています。不動産業者としては賃貸物件の貸主に助言しなければならない場面もありそうです。

今回の本部研修参加人数は会場出席52名、Web出席45名でした。本部研修は今後も会場出席とWeb参加のハイブリッドで進めてまいりますので、会員の皆様にはご多忙と存じますが、積極にご出席いただけますよう宜しくお願いいたします。



第1部講師  
徳島県県土整備部住宅課建築指導室担当官



第2部講師  
アットホーム(株) システム担当者



第3部講師 (公社) 徳島県宅地建物取引業協会 瀬嶋顧問税理士